

台湾有事における電力の供給について

No1 金城 知

1. はじめに

中国が台湾について武力統一の可能性を公言し、軍事的な威圧を強めている。万が一、中国軍が台湾への攻撃を開始すると、沖縄は台湾を支援する米軍、ならびに米軍を支援する自衛隊の活動拠点となる。そのため、中国軍は台湾進攻と同時に沖縄（特に先島諸島）も攻撃の対象とするだろう。政府は、沖縄県の離島住民避難に関し、九州で受け入れるための「初期的計画」を2024年度中に策定すると表明している。しかし、過去の災害や戦争を振り返っても、自治体が避難指示を出しても、持病を持つ高齢者や畜産業を営む住民等が被災地に残ることは避けられない。その場合、ライフライン事業者や自治体は一部の職員を被災地に残し、こうした住民へのサポートを続けることもあり得るだろう。だが、被災地に残るこうした方々の安全確保、生活維持などのためには、政府や自治体の支援が必須であるが、現在の国民保護法制で十分な検討が進んでいるとは言い難い。私は、国民保護法上、指定公共機関（※1）に指定されている出向元（沖縄電力）の立場から、有事の際の電力供給に関して主な課題を洗い出し、自主的に課題解決に向けた検討を行った。

2. 前提条件（有事シナリオ）について

令和4年度沖縄県国民保護図上訓練（※2）を参考に

- ・A国から日本への武力攻撃の可能性の示唆等もあり、政府は最悪の事態に備え武力攻撃予測事態を認定。
- ・沖縄県全域を要避難地域とする。先島5市町村は島外（県外）避難、その他県内市町村は屋内避難。（先島5市町村の住民避難は、概ね4～5日で完了する。）
として論を進める。

3. 現状と課題について

① 残留者の存在について

先に述べたが、過去の災害や戦争を見ても、避難指示が出ているにも拘らず、島に住民が残る可能性がある。

【参考1】推定残留率（※3） 福島原発事故：2%、バムートの戦い：10%、ユーゴ紛争：5%

【参考2】各市町村の人口 宮古島市：約55千人 石垣市：約50千人、与那国町：約1.7千人

※推定残留者 宮古島市・石垣市：1,000～5,000人、与那国町：30～170人

② 発電所への攻撃について

ロシアのウクライナ侵攻を見ても、発電所が軍事目標と見なされ、攻撃対象となる可能性が非常に高く、有事の際の電力安定供給は困難と考える。そのため、発電所が使用不可となった場合の電力確保について検討が必要である。

③ 避難施設について

島に残る住民や従業員の避難先としてシェルターが必要となるが、現在県内においてほとんど整備されていない。国民保護法に基づく「緊急一時避難施設」として、石垣市には1ヶ所（石垣市役所）（※4）のみで、台湾により近い与那国町にはない。国は2023年7月に南西諸島の住

民を保護するためにシェルターの整備検討を進めていくことを明言しているが、整備までに相応の時間要する。(※5)

④有事の際の事業継続の不明瞭について

有事の際に事業を継続する従業員は、どこ（国、県、企業）の指示に基づきいつまで事業を継続すれば良いのか不明瞭である。

⑤保険金の不支給について

多くの保険会社は戦争や外国の武力行使を免責事由としているため、島に残る従業員が敵の攻撃に巻き込まれた場合、保険金が支払われない可能性が高い。

⑥発電機の運転について

電気は、需要と供給を常にバランスするように調整することが必要になるが、電気を使う量（需要）は1日の中でも常に変化することに加え、太陽光や風力などの再生可能エネルギーは天候によって発電量が大きく変動するため、バランスを保つには非常に難しく、発電機の運転には専門的な知識・能力が要求される。そのため、有事の際に自衛隊に発電所の運用を引き継ぐことは厳しいと考える。

4. 提言について

「3. 現状と課題について」を踏まえ、以下のとおり提言を行う。

①早期の事態認定と全員島外避難

先島諸島の住民を確実に避難させるための時間的余裕を確保するため、国は早期の武力攻撃予測事態認定が不可欠と考える。また、全員島外避難が実現すればインフラ企業や自治体の職員も島に残る必要がないと思われるため、それを実現させるためにも島民への丁寧な説明（残っても生活維持が難しい等）と避難を促すことが重要。なお、移動自体が命のリスクとなる要配慮者の避難方法と避難先での避難者への経済的支援については、国・自治体へ検討をお願いしたい。

②非常用発電機の設置と燃料の確保

全員島外避難が出来ず、やむを得ず島に住民が残る場合、発電所が攻撃されることを前提に、避難施設や自衛隊施設への計画的な非常用発電機の設置と事前の燃料確保が必要と考える。

③避難シェルターの早期整備と防空壕の利活用

島に残る住民や従業員を保護するためには、シェルターが不可欠であり、その早期整備が望まれる。しかしながら、中国軍は2027年までに台湾へ進攻すると指摘する専門家もいるため、シェルター整備が間に合わない場合は、既存の防空壕を利活用することも一つの手段と考える。自治体には、既存の防空壕の場所、規模、状態を調査し、いつでも利活用できるような状態にしておくことを提案したい。

④有事の際の事業継続要否の明確化

電力設備への攻撃や従業員の生命が危険にさらされることも想定されるが、有事の際の事業継続（電力供給）要否について、国には法律等で明文化するなどの措置を講じていただきたい。

⑤従業員への損害補償

島に残って事業を継続する従業員やその家族を守るため、国にはその従業員への全面的な補償をお願いしたい。

⑥予備自衛官補の確保に向けた積極的な広報活動

有事の際に自衛隊への電力供給などの後方支援任務にあたる予備自衛官制度を知らない人が多いと思うので、予備自衛官補を確保するためにも積極的な広報活動が必要と考える。

5. 最後に

沖縄未来フェローシッププログラムをサポートいただいた笹川平和財団や平和・安全保障研究所の皆様、熱心に講義いただいた講師の皆様、視察・意見交換を受け入れて下さった自衛隊、横須賀市役所の皆様、4期生の皆様、そして快く派遣して頂いた出向先の皆様に心から感謝を申し上げる。今後は、リベラルに偏ることなく、今世界で起きている事実と真剣に向かいながら、沖縄の安全保障について自分なりに考え、機を見て家族、友人、同僚らと対話してみたい。そして、沖縄で安全保障問題が適切に議論されるような環境構築に微力ながら努めていきたい。

以上

※1：指定公共機関は、国や地方公共団体と協力して、国民保護措置を実施する機関のこと。

※2：沖縄県 知事公室 防災危機管理課「令和4年度沖縄県国民保護図上訓練資料」

※3：国士館大学 准教授 中林啓修「日本の国民保護制度の現状と課題～沖縄県をめぐる取り組みを中心に～」沖縄経済同友会講演会（2023.7.28）

※4：石垣市 総務部 防災危機管理課「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」

※5：2023.8.23 産経新聞「シェルター不足の先島諸島 地下施設は石垣島1カ所」

台湾有事への備えについて

No. 2 高江洲 昌治

1. はじめに

国防は最悪を想定し、最善の準備をすることが必要である。

通常どの国も国境には軍隊を置いてあり、そういう意味で沖縄に自衛隊が配備されていることも、国際情勢の急激な変化や有事を想定し防衛を強化することも理解できる。

米中対立を背景とした台湾有事論が現実味を帯び始めている中、沖縄への影響があるのか、影響を乗り越えるための課題は何か。我々は何に備えなくてはいけないのか。真剣に考える必要がある。

仮に台湾侵攻が起きた際、大きな被害をこうむるのは、沖縄と台湾であり、与那国、石垣、宮古は特に備えておく必要がある。戦争を回避する努力をしていくのは当然だが、併せて最悪の事態にも備えなければならない。

2. 有事への背景

中国はこれまで、軍事力と技術を高めつつも、インフラ整備や貿易の拡大など経済成長を促進し、一带一路構想等による影響力の拡大を図ってきた。他国が中国に依存せざるを得ない仕組みを構築しながらも、中国自身は他国に依存せずに存続するための整備が行われてきたように思う。

中国自らが周辺海域において米軍を上回る軍事力を行使できると確信した場合、歴史的な指導者として名を残したいと考えた場合、中国国内で共産党に不満が噴出し、国内向けに大きなガス抜きが必要となった場合において、台湾有事は起こりうるのでないか。

3. 沖縄への影響と軍事的な脅威

仮に台湾有事が発生した場合、県内においても様々な面で問題が発生する。

直接的な軍事攻撃、シーレーンの混乱もしくは断絶（物流、エネルギー、食品・飲料水、生活必需品）、医療の提供、台湾からの避難民の受け入れ、離島からの避難、沖縄から県外への避難などである。

様々な影響が懸念されるが、以下が主な脅威として挙げられるのではないだろうか。

主な軍事的な脅威

- ①与那国島・先島への着上陸侵攻
- ②本島及び前記島嶼への航空・弾道弾攻撃
- ③サイバー・認知戦等

その他の懸念

- ①資源・食料・医薬品の確保
- ②先島住民の避難
- ③台湾からの避難民流入
- ④インフラの防衛
- ⑤避難日数の確保

様々なシナリオを想定してはいるだろうが、仮に台湾侵攻があれば、ミサイルが飛んでくる前にサイバー戦・認知戦が始まるのではないか。フェイクニュースの拡散等を通じた住民に対する世論戦、心理戦が展開され、通信衛星や偵察衛星を破壊し、重要インフラにサイバー攻撃を行う。その後に先島や米軍基地を攻撃。台湾や南西諸島の占拠に向かうという流れを想定した。

これらに対処するためには、防空・防空ミサイル体制の強化、サイバー防御力の向上、情報収集・分析の強化、住民への適切な避難計画の策定などが求められる。国際的な連携や協力も重要であり、迅速で効果的な対応が必要となる。

4. 結び

沖縄未来フェローシップ・プログラムでは、国際情勢や周辺国との関係、安全保障を学ぶことができた。これは、今まで学んだことのない分野でありながら、沖縄県民として知っておかなければいけないことだと思う。当然、戦争を望む者は誰もおらず絶対に回避しなければならないが、ウクライナやガザのように、いつ何が起こるかわからない。

物品だけでなく、対応策も準備できるものは準備し、できるだけ想定外を事前に潰しておく必要がある。

備蓄量の十分な検討や配給の仕組みの確立、政治家や行政は有事を想定した判断や指揮等についてトレーニングを積み、市民には正しい情報の取得方法の周知や非常時の連絡手段、避難経路の確保や命を守るために行動に繋がるトレーニングや素早い情報提供などを期待したい。

結びに本プログラムを通して、緊迫した国際情勢を学ぶことができ、また、自分ごととして捉えることができた。この安全保障の分野の知識は、規模の大小を問わず、いずれ多くの県内企業でも必要となってくるであろう。今後に向けて情報発信の場を設けていきたい。

学校における安全保障教育についての考察

No3 知念千裕

安全保障教育について探るきっかけ

2022年2月ロシアによるウクライナへの侵攻、2023年10月ハマスとイスラエルの軍事衝突など世界情勢をみると軍事的な動きが活発化している。さらには日本の隣国である中華人民共和国（以下中国）による中華民国（以下台湾）統一の動きを警戒して軍事的緊張が高まっており、国境にある南西諸島地域では巻き込まれる危機感が高まっている。南西諸島地域へ急ピッチで自衛隊配備がすすめられるなど、いま沖縄では再び戦争の足音を意識せざるをえない状況となっている。

この状況下においてようやく私自身も、沖縄が国境に位置し、米軍基地が置かれていることを地政学的・軍事的な意味で緊張感をともなって捉えはじめている。おそらくこれは私だけに限らず、沖縄県民の大半が同様ではないかと考える。なぜなら、これまで続いてきた平和な状況がいい意味で沖縄の地政学的・軍事的な価値を見えなくしてきたし、安全保障や自衛隊というテーマに触れることが沖縄ではタブー視される雰囲気もあり学校で学ぶ機会がなかったことも一因であると思われる。

こうはいってもこれまでの状況を私は否定的に見ているわけではない。沖縄の背負った歴史からすると必然であったであろうと感じている。さりとて、沖縄の硬直した安全保障に関する議論をこのまま放っておいても、有事に対する備えや基地問題、米軍との関係性に改善の方向性が見いだせるとは思えない。一人の沖縄人¹として、沖縄が自らの置かれた位置を把握し、この世界情勢を乗り切るために新しい学びや視点が必要なのではないかと考えている。そのためには、学校教育が果たせる役割があるのではないだろうか。

以下では、学校における安全保障教育がどのようなものか探るため、まず諸外国の国防教育のようすを概観する。その中でもより沖縄と状況が近い台湾をクローズアップして取り上げる。その後、現在の日本の学校教育の範囲で提供できる安全保障教育の可能性について社会科教員の視点から述べる。

諸外国と台湾の国防教育

まず諸外国の国防教育を概観する²。

○中国…2001年4月に「中華人民共和国国防教育法」が制定され、小・中学校で国防教育を実施し、高校では軍事訓練も行うとされている。大学でも2週間ほどの軍事訓練がある。

¹ 日本から独立を希望するという意味での沖縄人ではなく、郷土の沖縄にアイデンティティを持つという意味での沖縄人を指す。

² MAMOR 『元・自衛官の教育者が語る「国を守ることを伝える教育も重要』』

https://mamor-web.jp/_ct/17581760 2023年4月14日

○アメリカ…「国家防衛教育法」にもとづき、理系分野と外国語分野を強化し、飛び級を設置し、優秀な人材を育成する国防教育が行われている。

○フランス…16歳になった全国民に国防や治安維持分野などの公共奉仕の義務が課せられている。

次に台湾の国防教育を取り上げる³。台湾では2005年2月に「全民国防教育法」が制定されたことにより、学校教育で「国防教育」が必修科目となっている。中学・高校・大学のカテゴリーで教科書があり、全民国防に関する知識と国防意識を高めている。国防教育の科目として、「国際情勢」・「全民国防」・「国防科技」・「国防政策」・「防衛動員」の5つ⁴がある。その他に、軍から派遣された教官による銃器の使用訓練や実弾を使った演習なども授業で行っている高校もある⁵ようである。中国に対する備えの必要性を台湾の人々は十分に理解していて、学校での軍事訓練にも批判的な声はまったくないようである。

各国それぞれの国防教育が実施されており、特に台湾では理論だけではなく、基礎的な軍事演習まで学校の中で行われている。台湾の歴史的な背景や日本の防衛体制との違いがあるとはいえ、郷土を守るのは自分たちであるという教育がなされていることがうかがえる。沖縄からわずか先の距離にある台湾と日本の教育との大きな違いにみなさんも驚きと感嘆の思いではないだろうか。

学校における安全保障教育

国防教育を行っている国や地域では、国防教育の法律が制定され、それに基づき学校で国防教育が行われている。やはり学校教育で教える内容については、法律などによって根拠がなければならないということは妥当であると思う。そうでなければ、教員個人に教育内容が任せられると教育内容の統一が図れないことになってしまう。現状、日本では国防教育に関する法律は存在しないので、「国防」に関する教育内容は必修科目となっていない。

そこで、いまの学校で「国防」に関わることを教えるとするならば、現実的にどんな内容ならば可能であるかを検討する。その際、私は国防の専門家ではないので、学習内容については「沖縄未来フェローシップ・プログラム」で学んだ講義科目を検討材料とする。

まず、私は「国防」という言葉を「安全保障」という言葉に置き換える。「国防」の意味として、軍事的・非軍事的なものから国を防衛するという意味であるのは承知しているが、この言葉が「防衛」や「軍隊」というフレーズと結びつきやすいように感じるため、内容に触れる前から警戒心をもたれる懸念がある。近年は、「食の安全保障」や「人間の安全保障」のように「安全保障」という概念がさまざまな分野で使用されており、こちらのほうを受け入れやすいのではないかと考える。そのため「安全保障教育」という言葉を推奨する。それから「防衛」に関わることを教えるのも現行の体制では難しいので、そこは自衛隊にお任せ

3 樋口 2022 「台湾（中華民国）の民間防衛体制について」

4 『全民国防教育 I』陳慶霖 郭文良 黃振意 編 新文京開發出版股份有限公司

5 「台湾有事は日本有事？」（沖縄タイムス 2024年1月1日 朝刊23面）

したい。

次に教育内容について。

中学校の社会科地理の授業では、世界の地誌を学ぶので、「中国・ロシア・アメリカ・台湾・韓国・北朝鮮・オーストラリア・インド・東南アジアの安全保障」について、各国の外交関係や同盟関係などについて紹介することができる。

中学校の社会科歴史の授業では、近現代の分野において「沖縄戦の実相とその意義」についての内容を取り上げる。

高校の公共または政治・経済の授業では、憲法の单元で、「日本の安全保障政策」と「日米安保体制」と「核兵器と抑止戦略」、国際社会の单元で、「国際関係の基礎理論」と「NATOの安全保障」、経済分野で、「経済安全保障」と「サイバーセキュリティ」を取り上げることができる。

当然、内容量とレベルについては精査が必要であるが、現行の科目でも基礎的な知識を伝えられる機会は作れるよう思う。それから、希望者を募り、校外学習として沖縄にある「自衛隊基地」と「米軍基地」の見学も取り入れることも検討できるかもしれない。

上述した振り分けをすることで現行の科目でも、沖縄をめぐる安全保障に関して考える材料を生徒たちに提供できる可能性を示した。しかし、ここで課題としてあがるのが、安全保障に関する内容をコンパクトかつ正確に提供するためには、それを伝える教員に対しての研修が必要であるということ。安全保障に関する知識は、日本の教育システムの中では独学かまたは大学で専攻する以外にはなかなか身につけられないで、教員が自信を持って伝えるための研修システムの整備が課題となる。

おわりに

中国の軍事力による現状変更の動きが緩和されない限りは、南西諸島地域は常に国境に位置する島として緊張の高い状態が続いているだろう。そのことは頭に置いておかないといけない。決して望ましい状況ではないのだが、これをひとつの契機として、安全保障に対する意識は高まっているように感じる。ならばいまこそ、安全保障に関する知識・情報を学ぶ機会であると考えられるのではないだろうか。そうであるならば、上述したような形での安全保障教育は十分に必要性と実現可能性があると考える。

【 参考文献 】

- ・樋口譲次「台湾（中華民国）の民間防衛体制について」（日本安全保障戦略研究所 SSRI）
- ・元・自衛官の教育者が語る「国を守ることを伝える教育も重要」（MAMOR 2023.04.14）
　< https://mamor-web.jp/_ct/17581760 >
- ・「台湾有事は日本有事？」（沖縄タイムス 2024年1月1日 朝刊23面）
- ・『全民国防教育I』陳慶霖 郭文良 黃振意 編 新文京開発出版股份有限公司

我が国の安全保障において
これから沖縄および政府が取り組むべきこと

N O 4 氏名 友知 靖博

1. 近代沖縄から今日まで我が国における沖縄の役割

我が国の安全保障の最前線に置かれる沖縄の戦略的価値や安全保障上の役割を考えるにあたり、近代沖縄、戦前沖縄、沖縄戦、戦後沖縄、今の沖縄の何れの沖縄にも、特殊な状況下から担わされてきた「犠牲と貢献」を理解することから始める。

「近代沖縄」においては、琉球王国という独立国家であったという全国的に特異な歴史をもち、「戦前沖縄」では、政府が警察、軍隊を派遣する異例なプロセスで沖縄県が設置された。また、「沖縄戦」では、本土決戦までの時間を稼ぐため、我が国唯一の地上戦において一般県民9万4千人を含む約20万人が犠牲となり、「戦後沖縄」は、27年もの間我が国から切り離され、全国の米軍（専用）施設の約70%が集中している。そして「今の沖縄」は、普天間飛行場の返還をめぐる名護市辺野古への移設反対の民意（県民投票・国政選挙）に関係なく、全国初の政府による地方自治体の事務代理執行ならびに埋立工事に至っている。

つまり、沖縄は約80年もの間、国民が当たり前に享受している平和を支え、我が国の安全保障の礎であり続けていることを踏まえて、沖縄県及び政府は、次の3点を取り組むべきと考える。

2. 我が国の安全保障を維持・発展させるために取り組むべきアクション

（1）沖縄の安全保障上の役割の再認識

沖縄県は主体的に米軍基地をめぐる政治闘争や県民の分断に終止符を打つ観点からも、安全保障上における沖縄の役割を再検証するべきである。去る11月には、中国の最高指導者が軍指揮下の海警局に対して、軍艦級の艦船を尖閣諸島に派遣し、我が国の漁船に立ち入り検査を実施する指示を直々に下す等、東アジアの軍事的緊張はさらに高まっている。それに対する対抗手段は外交であるが、沖縄県は「地域外交室」を設置し「沖縄県地域外交基本方針」の策定を進めている。しかし、その方針案には「安全保障」の項目は見当たらない。「小戦争（領土争いによる武力衝突等）」を含めて外交の一部とみなす超大国「中国」も沖縄県が展開予定の外交先の1つである点を踏まえると、中国の外交スタンスも無視した外交基本方針は十分な内容であるとは言えない。同方針の策定において、様々な議論は歓迎されるべきであるが、政治闘争が目的化しないように細心の注意を払いつつ、誰もが希求する「平和」な沖縄および周辺地域であり続けるために、冷静且つ慎重に安全保障上に起き得る事実を積み重ね、米軍基地を含めた沖縄の安全保障上の役割を定義する絶好の機会とするべきである。

（2）基地負担税（仮称）の新設と適切な振興費の拠出

国民の理解の元、政府は我が国安全保障に寄与する米軍基地が立地する地方自治体

に対して、経済的損失に見合う振興費を拠出すべきである。振興費の算出方法は様々な考え方があると思われるが、例えば、沖縄県の試算方法に準じて県内大学の研究者が試算したところ、返還が見込まれていない嘉手納基地の「直接経済効果」が年間約1兆4,600億円、経費等を差し引いた「粗付加価値額」が約8,220億円とされている。その他の返還が合意されていない米軍基地を含めるとさらに金額は膨らむことは言うまでもない。つまり、昨今の通常のハードおよびソフトの予算も含む沖縄振興費3,000億円はもとより、大田昌秀県政時代の年間4,700億円をピークに年々減少している振興費でも決して十分ではないという見方ができる。なお、原子力発電所が立地する自治体が電気事業者に対して課税する核燃料税のモデルを参考に、国民が広く負担し、安全保障への国民意識を高める観点からも、「基地負担税(仮称)」を新設し、振興費の財源とすることを検討するべきである。

(3) 国民全体を巻き込んだ国民保護計画の再策定

政府が国民の有事における実効性ある国民保護の在り方を議論し、新たな計画を策定し直すべきである。現状の国民保護計画下で我が国が戦場になれば、先の沖縄戦で島田叡沖縄県知事をはじめとする県民が強いられた想像を絶する苦しみを繰り返しかねないからである。例えば、政府と沖縄県は、先島諸島にある5市町村の全住民11万人と観光客ら1万人を、航空機と船舶により6日間で避難させる計画を想定したが、武力攻撃予測事態を政府が認定したタイミングで避難が安全に行える状況なのか、輸送手段の確保や避難者情報の把握、受入先の対応等への課題が指摘されている。現実的な計画策定には、企業を含む国民の協力は不可欠である。政府は国民に対して可能な限り積極的かつ前広な情報公開による説明責任を果たしながら、あらゆる手段を排除せず、実効性ある国民保護計画を策定するべきである。

3. 結び

「戦後沖縄」と「今の沖縄」を生きる沖縄県民の心の中には、政府に対して一抹の寂しさ、虚しさ、悲しさがあるよう思う。戦後の米軍統治、核抜き本土並みとはならなかつた日本本土復帰、未だに変わらない荷重な（米軍）基地負担とそれが引き起こす生活環境の悪化や犯罪等、沖縄県民は常にそれらに対峙し続けている。

今一度、全国民は沖縄の安全保障上の役割を十分に認識し、沖縄は、我が国の安全保障の最前線に置かれ、その礎であり続けるからこそ、沖縄から新たな安全保障に係る取り組みを主体的且つ説得力を以て発言する資格があるのではないか。

以上

『沖縄・八重山の非常事態時の現状と住民保護の課題について』

N O 5 (株) ロイヤルマリンパレス取締役専務 仲野 英里

1. 「沖縄・八重山の現状と課題」

八重山では昨年3月16日に石垣駐屯地が開設され（隊員約570人、車両およそ200台）、宮古・与那国・与那國の駐屯地と合わせ南西諸島の抑止力強化はされてきているが、講義の中でもあったように北朝鮮による弾道ミサイルの発射は2023年の計18回（25発）と頻発し、尖閣諸島（石垣市登野城）周辺において中国艦船などが恒常に活動、台湾周辺における中国の活動が活発化するなど沖縄・八重山地域をとりまく情勢は年々緊張の度合いを増している。

石垣市は那覇市から約410km、東京とは約1,950km、台湾と約280kmの距離にある国境の都市であり、人口約5万人（15歳以上の労働力人口は38,654人）。現在九州・山口県と非常時の避難協定を結んでいるが、具体的にどこの施設（ホテル・賃貸マンション）を使用するなど具体的には決まっていない。石垣市から外に避難する場合は県の管轄で、県からの指示がないかぎり島外避難もできない仕組みとなっている。ミサイル等の攻撃の際は、シェルターなどの避難施設は石垣市役所1か所（収容人数は数百名程度）しかないため、ほとんどの市民は各家庭に避難することになるが、南側の平地に人口が密集していることから火災などの被害に弱く、一車線の道路しかないと空港や島北部の山間部への避難でも渋滞が発生することが予測される。1月1日に発生した能登半島地震では物資不足が報道されているが、陸続きの石川県でも混乱している中、危機管理課によると海上輸送での供給に頼る石垣では2週間以上物資が届かないことが想定され、非常備蓄は約7万8千食（レトルト・クッキー）とのことで、観光客や市民を合わせても1食分ほどの量の限られた備蓄率となっており、各家庭での備蓄率もなく、石垣市国民保護計画の中で食料品店と店舗内の食料・生活物資等の提供などの協定もあるが、昨年も台風時に物資が届かず3日ほどで島に5件ある大型食料品店の棚がほぼ殻になる状態からも島内避難時の際、食料問題が深刻である。市に属する尖閣諸島に関しては、本来領土問題は全くないはずだが、中国からの一方的な領土を主張する声明や漁船などの侵入などの行為は続いている。2023年石垣市で行われた尖閣の日の式典では外で爆竹のようなものを鳴らされる迷惑行為もあったが、国際裁判になった場合に中国が不利なのは明らかであり、中国の脅しや挑発に対して市、そして国をあげての断固とした姿勢の維持が求められる。

竹富町は、9つの有人島に4,247名が居住していて主な交通手段は石垣港と各離島を結ぶ船舶である。竹富町防災計画では、非常時の職員の緊急招集体制など詳細に記されているが、そもそも竹富町役場が位置しているのは石垣市内であり、非常時は町役場職員が住民を直接手助けするにはまず船で各離島に移動しなければならず、武力攻撃の最中では不可能である。また警察署もなく各島の駐在所に石垣から船で通っている警察官が1名いるのみ、診療所はあるが病院はなく、石垣市にある病院の移送手段はヘリまたは民間の船

船上に限られ警備体制も医療体制も非常に脆弱である。石垣市に駐在する自衛隊についても竹富町での非常時の部隊の展開配置などは計画されているようだが、陸上自衛隊独自の船がないため非常時は島へ移動する船を確保する必要があり、それが民間船会社の船舶の借用か、海上保安庁の警備船（全 9 隻）の使用かまでは定まっていない。そのため非常時の際、竹富町民は各離島に住んでいる一般町民が自分たちで武力行使に対抗し自らの安全を確保し、一時的な島内避難、港や飛行場などへの移動をほぼ自分達で行う必要がある。また竹富町には年平均一日あたり約 4080 人（平成 29 年 30 年の統計）の観光客が訪島しており、各離島に割合別に分散（西表東部・西部、鳩間、竹富、小浜、黒島）して観光客用の非常食の備蓄はしているがその量は 3 日分とのことで、救助や支援物資の到来まで持ちこたえられるのに十分でないと言わざるを得ない。

与那国町は、台湾から約 100 km の距離にあり、非常時の食料備蓄率については危機管理課によると 1 日分もないとのことで、陸の孤島で身を隠す場所もほとんどなく、物資輸送にかかる期間についても石垣市竹富町より長期に及ぶことが予測される。また町独自の船舶もないため、町は民間の貨物船舶での避難も検討しているが、人口 1724 名に対し、船舶で一度に乗船できる人数は限られ、避難には近隣の石垣まで 138 km 約 5 時間の航路、その往復。さらに石垣港から鹿児島港行の船舶での移動という流れとなる。また空路での輸送案について与那国は滑走路の関係から小型機 DHC-8（50 名乗）での輸送を想定しており、町の避難実施検討案では、その場合与那国空港～石垣空港～福岡空港と一度石垣空港を経由する必要があり、時間とリスクが伴う。与那国空港で運用可能な最大機（B737）を 12 便借用できた場合には、与那国空港～熊本空港で町民の 1 日の避難は可能とのことであるが、民間航空機との国境沿いの往復フライトの交渉は困難を要することが予測される。さらに台湾有事が起こった際の台湾からの避難民を受け入れる余裕は現状の体制を鑑みると不可能に近い。

2. 「自衛隊と災害救助法と国民保護法」

去る 1 月 1 日に石川県の能登地震が発生していることから、災害と自衛隊の関係についても考察しておきたい。災害救助法が発令された場合は、都道府県が主体となるため、市町村独自で救援物資や避難をすることができず、必ず県を通さなければならぬ。国民保護法と違い、費用負担などが 21 条（自治体は費用負担なし、都道府県はかかった費用の 100 分の 50）などある程度明確に基準が記されていることから、災害時必要な物資の購入などの計画が立てやすいメリットがある。憲法 9 条は芦田修正により 2 項が追加されたことにより自衛隊の任務は「外国の侵略による領土防衛」となっており、災害救助はあくまで文民（自治体、警察等）の任務とされているため、先日の能登半島地震では被災自治体からの要請があることを前提に活動をしている状態であり、緊急派遣もあるが基本的には自治体からの要請がなければ救助活動も正式にはできない現状がある。国民保護法が適用された場合、主体は国に切り替わることから、国からの直接指示でより迅速となるが、あ

くまで自衛隊法第83条に定める「災害派遣」のため、自治体への確認が必要である。我が国の国家防衛戦略は①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出②力による一方的な現状変更を抑止③抑止力が破れ対日侵攻が生起した場合には、即応して対処し、これを阻止・排除を基本としている。戦後長期にわたり日本は平和を維持してきたが、昨今の世界情勢を鑑みると、ロシア、中国、北朝鮮と周辺の緊張は度合いを増し、日本独自の憲法9条の自衛隊では国民の安全を保持するには足らず、米国との安全保障体制の非対称性、相互防衛を基本とする同盟での同盟各国との関係における日本のパワーバランス、抑止力の観点から、今後、中国・ロシア・北朝鮮の脅威に対抗するためには、やはり憲法9条の改憲が必要だと考える。

3. 「沖縄・八重山の未来像」

第8回に及ぶ講義の中で、いかに日本や沖縄が危険にさらされているかを知った。科学と戦争の講義の中で西山氏が戦争での技術力がいかに戦況を左右するかを述べていたが、とくに沖縄県は島嶼県のため、非常時の防衛・物資輸送・人的救助・避難あらゆることで情報の伝達手段の維持が要であり、サイバー攻撃による情報網の破壊の脅威が深刻であることから攻撃から対抗するサイバー部隊の増強が急務である。また戦略的サイバー攻撃としてインフラ設備に対する備えも必要である。2023年年末に水道局機械の故障により、突如発生した石垣市の突然の断水により、町の飲食店の営業停止、市民生活に大きな支障がでた。八重山地域では各島にインフラ設備が一か所しかなく、隣県からの供給も難しいため攻撃されることで地域に大きな打撃となる。各家庭での貯水槽の設置、予備の非常電源の備えなどを行っていくことが求められる。さらに先日の沖縄戦の実相の講義でも感じたが、沖縄で得られる知識と本土での知識には差異が生じているのは確かである。琉球であった時代、沖縄戦、GHQの占領、本土復帰を経て、陸続きでないことから人的交流の遮断、新聞などのメディア、教育等の沖縄独自の発展が現在も続いていることから情報のガラパゴス化がある。近年は民間放送の視聴も可能になり、本土の新聞も購読できるようになり、インターネットを介して情報を得ることもできるようになったが、既存の団体の影響は現在も大きい。今後門戸が開かれメディアや教育機関が多様化し、沖縄県民がより幅広い知識を得られるように変わっていくことが、沖縄ひいては日本国を他国から守ることに繋がっていくと考える。

また研修で那覇駐屯地、横須賀基地を視察したことでも米軍と自衛隊、市町村の連携強化を行っていくことの重要性を改めて感じた。3者の連携が沖縄の抑止力強化に繋がり、また非常時の迅速な対応に繋がっていくと思慮する。八重山地域でいうと、石垣自衛隊駐屯地はできて間もないが、石垣市と竹富町が武力攻撃を受ける可能性が出た際、ミサイル迎撃車両、陸上自衛隊のすみやかな配備をするためにも、海上輸送の民間船、海上保安庁による海上警備支援、交通誘導の八重山警察との連携が必要であり、現在は縦割りでそれぞれ非常時の計画を立てており、互いに非常時どのような動きを行うかについてほぼ把握さ

れていない状態のため、組織をまたがって横の連携を強化し、具体的な非常時の役割分担の明確化を行っていくことが求められる。

さらに今回の各市町村への聞き取りで、非常時の食料備蓄が圧倒的に足りていないことがわかった。シェルターなどの身を守るハードの備えも必要だが、まずは島内避難が長期化した際持ちこたえられる食料や物資の確保を十分に行っていく必要がある。

4. 「沖縄・八重山のためにできること」

個人としては研修終了後も継続して国際情勢、安全保障への勉強をすることはもちろん、石垣と西表でホテルを運営する社内でも非常時における観光客や社員、地域住民の受け入れ等の計画を作成予定である。沖縄県民全体で安全保障の意識を高めることが重要だと考えており、所属する団体（青年会議所、商工会、法人会）などでの国防や安全保障などの勉強会の実施、自治体の国民保護や防災計画の意見交換会の開催や自衛隊駐屯地への見学などを企画し、周りをまきこみ沖縄県民全体で安全保障の意識向上に寄与することが使命であると考え今後も取り組んでいきたい。

5. 「結び」

本プログラムを通して、無知であること、他人まかせがどんなに罪なことなのかを痛感した。ロシア・ウクライナ戦争、イスラエルとガザの紛争、北朝鮮のミサイル問題に、中国による台湾有事も懸念され日本を取り巻く現況は刻々と緊迫度を増しており、武器の性能、日本周辺国の政治と思惑、力関係、抑止力も変化しており、戦争の仕方も多様化している。民主主義国に生まれた者として、自分の住んでいる場所、自己の生命を守るのは自身であり、知識不足、無関心、他人任せは非常に愚かな行為であること、他人事ではなく自分事、遠い世界の話ではなく、現実にすぐ起こることだと認識し備える重要性を、本セミナーを通して学んだ。沖縄を飛び出し、法律家・科学者・教授・研究員・専門家等様々な人から話を聞く機会に恵まれ、視野も広がり、いかにして大事なものを守っていくか、地域への想いも深まった。知識を学ぶすばらしい時間と機会を頂いた、公益財団法人笹川平和財団、一般財団法人平和・安全保障研究所、監督して頂いた村井先生、武田事務局長をはじめとするスタッフの皆様、4期生の皆様に深く感謝申し上げます。

以上

参考文献：

「令和5年度防衛白書」

石垣市防災マップ（令和3年3月作成）

竹富町防災マップ（平成30年作成）

与那国町避難実施要項のパターン 国民保護の枠組み 基礎知識等（令和5年3月31日）

先島諸島市町村の避難実施検討案（県外避難想定）与那国町（令和5年3月）

災害救助法の概要（令和2年度）内閣府政策統括官（防災担当）

石垣市国民保護計画（令和元年 12 月）

竹富町国民保護計画（令和 5 年 5 月）

与那国町国民保護計画（平成 29 年 5 月）

石垣市観光危機管理計画初版（令和 4 年度）【概要版】（令和 4 年 3 月）

令和 3 年度統計いしがき NO.54

「武力攻撃下の離島における民間人の避難が抱える課題-八重山地域に焦点を当てて」日本
大学危機管理学部 吉富望

島嶼県沖縄における他国からの武力攻撃への備えについて

No6 町田健作

1. はじめに

2022年2月24日 ロシアによるウクライナ侵攻、2023年10月7日 ハマスによるイスラエル攻撃に見るよう、21世紀の時代においても世界の中から武力を伴う紛争は無くなっていない。多くの人命を失った第一次世界大戦と第二次世界大戦後も人類は戦争を止める事が出来ずにいる状況を鑑みると、武力を伴った紛争は起きる可能性があると考えた方が自然であり、他国からの武力攻撃についても現実的なリスクであると考えて最悪の事態に備えるべきである。

2. 他国からの武力攻撃への備えについて

他国からの武力攻撃が、事前に把握できる台風型と突然発生する地震型のどちらに近いかについて考えた時、本プログラム受講前には台風型と認識していた。しかし、ロシアによるウクライナ侵攻、ハマスのイスラエル攻撃など、過去の紛争について振り返った中では、その兆候をつかんでも発生時期について正確に予測することは困難であり、他国からの武力攻撃に備えるという事は地震型に近いと考えて備える必要がある。

具体的な対策については、検討する機関のレベルによって変わってくるが、ある一定の想定に基づいて検討すべきだと考える。ここで問題になってくるのが、誰がその想定を考えるかである。有事の想定が間違っていれば、間違った対策になる可能性が高い。

先程の他国からの武力攻撃が台風型・地震型どちらに近いかについて述べたが、私の様に素人が検討前提を設定することで間違った認識の基に対策が検討されるリスクがある。このようなリスクを軽減させるために、他国からの武力攻撃の想定については専門家がきちんとした前提やシナリオを、地方自治体や民間企業へ提供すべきである。提供された想定に沿って各機関が対策を検討し、必要な物品や施設整備をすることが望ましいと考える。

実際に他国からの武力攻撃が起った際には、どの様なシナリオに近くなっていくかは不明であり、対策については最悪のシナリオをベースに実施することになる事に異論はないが、予算と時間は有限であり専門家の示したシナリオ毎の発生確率を参考に対策に優先順位をつけて確実な対策の実施が有効的だと考える。

3. 想定外を発生させない対策について

一般的な民間企業が検討する対策については、住民避難が完了し行政サービスが停止するまでを範囲とすることが想定される。しかし、実際に他国からの武力攻撃が発生した際には、住民避難に応じず行政サービスが停止後にも島に残る住民が一定数出てくることも現実である。国民保護法で定める指定公共機関以外でも生活を支えるエネルギーや食品、医薬品などを扱う民間企業がある。それら企業が、自分の意思で島に残った住民への生活インフラをどのように支えて行く

かを事業として検討することは、難しい領域になる。企業は戦争状態下において活動することを想定していないため、住民避難後の事業継続について意思決定することは難しい状況であり、結果的に、この対策が想定外になることが考えられる。

仮に、住民避難以後の事業継続を企業活動ではなく國を守る國民としての活動の位置づけされると考えた場合、國や自治体による事業継続要請や有志の社員が自主的に事業活動を行いたいと申し出る事もある。この場合のケースが想定外とならないような環境整備を國や地方自治体にお願いしたい。

また、具体的な対策検討時においても想定外というケースを極力減らすべきである。民間企業において、戦争状態の最悪ケースに備えることは、一般的には想定外とする状況を無限に洗い出し、すべてに対策を検討することは膨大な時間と労力が必要になる。対策によっては、金銭の負担が伴う対策も発生してくる。民間企業がこの様な一般的に想定外とする領域について検討する場合については、國や地方自治体が支援すべきだと考える。そうすることによって、民間企業が一般的には想定外とする領域について手を付ける事ができ、万が一に他国からの武力攻撃が発生した際にも、想定外を減らした状況下による迅速な対応ができると考える。

5. まとめ

本プログラムを通して、日本安全保障から諸外国の安全保障の考え方、安全保障にかかる技術的な状況など、これまで意識してこなかった事を学ぶことができた。

島嶼県沖縄において、人や物資の移動は簡単にできるものではなく、他国からの武力攻撃への対応には用意周到な準備が必要である。民間企業の自主的活動に任せる範囲の対策だけではなく、國や地方自治体から積極的な支援を受けて、今のうちから想定外の無い対応策を検討すべきである。

「日中間の軍事的緊張を緩和するための沖縄からの非軍事アプローチ」

No. 7 浦添市長 松本 哲治

1. はじめに

2024年、1月台湾総統選挙、11月米大統領選挙と一大イベントが続く。しかし、選挙結果に関わらず、日中間の緊張関係は今後も長期に渡り高まっていくと思われる。軍事的衝突という最悪のシナリオを短期的に回避し続け、長期的に両国関係を融和・協力的に導く沖縄側からのアプローチについて考える。

2. 背景

東アジア地域におけるパワーバランスの欠如は、結果的に野心的な軍事アクションを誘発する可能性がある。よって現状の厳しい安全保障環境下では日本側の抑止力強化の方向性は現時点では妥当と言わざるを得ない。しかしながら、抑止力強化のみでは両国間の軍事的緊張を高めていくだけで平和からは遠ざかってしまう。従って、抑止力強化と同時に、軍事的緊張を緩和していくディエスカレーション・アプローチ(De-escalation approach、緊張緩和策)を積極的、かつ、長期的視野で行う必要がある。

2. 前提条件

今回の提言を現実的、かつ、実践可能な具体性を持たせるために、以下の3点を前提条件とした。まず、①長期的なアプローチであること。短期的な衝突回避に向けたアクションは国家的な外交政策、防衛政策となることから沖縄県独自で行うには限界がある。したがって長期的(10年～)な視野から両国間の協力関係を構築することを模索する。②外からの外交的圧力や軍事的封じ込め策などの力による抑止力ではなく、国内から、いわば、国民の側から国家間の衝突回避の機運を高めることを政策とした。最後は、③国家間外交や政府に頼るのでなく、沖縄県として独自にすぐにでも実践でき、かつ、沖縄であることの意味が強調できる取り組みを選んだ。

更には、国家間、民間間を問わず対立や分断を回避し、可能な限り誰もが賛同し協調し合えるように、①非軍事的で非イデオロギーであること、②両国にとって共通かつ深刻な社会的課題であること、③沖縄から声をあげることで優位性を強調できること、の3つの視点からテーマを「高齢社会と介護」とした。

3. 目的

安全保障だけではなく、両国民の关心を社会保障へ向けることで、両国民の幸

福と福祉を増進することで両国間の軍事的緊張を和らげる。沖縄を東アジアにおける「軍事的要所」から、アジアの「高齢社会研究・研修・交流・実践センター」と位置付けていくこと。

4. テーマ設定の理由

日本は世界最先端の少子高齢国家である。中国においても社会の少子高齢化は深刻であり、より多くの国民にとって切実な問題となっていることから、両国が協力して世界有数の高齢化地域として共同で対応していくことが可能。また、医療・リハビリ、介護、製薬から税制、社会保障、心理学など、高齢社会に関する社会科学的研究の裾野が広大である。また、アジアのみならず、遠くはヨーロッパにおいても共通の課題と捉えることができる。

5. 具体的政策

- ① 高齢社会、介護、税制などの日中間国際シンポを積極的に沖縄に誘致
- ② 「アジア高齢社会研究・研修・交流・実践センター」や「アジア老年学 Gerontology 研究所」を沖縄に設立し、研究者や学生を招致
- ③ 日中間の介護職・介護学生の人材育成を促し、介護をテーマに民間交流促進
- ④ 介護はアジアでの共通課題。近隣諸国も交えて協力体制を構築する
- ⑤ 日本・中国・韓国・台湾の共通課題として研究・実践両面から取り組む
- ⑥ 「高齢社会と介護」をキーワードにとにかく人の交流と協力を徹底する

6. 終わりに

直接的な安全保障論や防衛論、軍事論からは程遠い提案レポートのように思われるだろうが、我々沖縄側が今すぐに実践可能であり、時間はかかったとしても確実に両国民間の信頼と絆を構築し、戦争を回避するための協力関係を強固なものにしていく地道な地域外交の一例として提案したい。より多くの方で議論していただけることを希望する。

日米安保と普天間飛行場辺野古移設

N o 9 沖縄県中部土木事務所 垣花 康博

日米安保は、日本と極東地域の安全を確保するために締結した日本国とアメリカ合衆国との条約であり、日本に米軍が駐留することなどを定めた軍事同盟である。しかし、米軍の駐留は圧倒的に沖縄に集中し、軍人、軍属とその家族関連の事件や事故が続発していることから、日米地位協定の抜本的な改訂が叫ばれている。

1960 年の効力発生以来、改訂されることなく現在に至る現行の日米地位協定では不条理なことが多く、当時と現在では社会情勢、国民意識、法意識が大きく変わってきているにもかかわらず、一度も改訂がなされていない。ドイツでは 1959 年に地位協定が締結されて以降、1971 年・1981 年・1993 年に改訂が行われて、領域主権や国民の権利保護の観点から不利な点を改善している。日本も同様の改訂がなされるべきと考える。しかしながら、地位協定は沖縄だけでなく、米軍が駐留する三沢や横須賀・横田・岩国などでも同様に運用されているわけであり、沖縄との違いなどについてもその実態を十分に把握して、問題点を洗い出して検討しなければならない。

なぜ、日本に日米軍事同盟が必要なのか。勿論、憲法で軍隊や戦争を放棄し、自衛隊のみで日本を防衛することができず、米軍の抑止力により平和を維持する必要があるからである。日本を取り巻く国際情勢は、ロシアとの北方領土、韓国との竹島、中国との尖閣問題など外交努力がなければいつ何が起きてもおかしくない状況にある。北朝鮮はアメリカ合衆国に到達するミサイルの開発と核実験を行う一方で、日本や韓国を射程に収める多種多様なミサイルを精力的に開発しており、その脅威は深刻である。

懸念されるのは台湾統一問題で中国が台湾を武力侵攻することである。台湾は軍隊を保持しているが、圧倒的に差がある。中国が武力侵攻した場合、アメリカが軍事介入することを警戒はしているであろうが、米中対決をいとわず台灣統一を目指すのかは微妙ではないかと考える。

中国の教科書では沖縄を大琉球、台湾を小琉球と称して中国の一部と表記し、最近まで使用していた。沖縄や台湾に海域を含め重要視していることは否めず、台湾侵攻の際には、周辺離島への侵略も十分あり得る。先島諸島は住民避難が計画されているが、台湾からの避難民も想定される。ウクライナ戦争では、人口は約 4300 万人で避難民は 800 万人であったことから、台湾に当てはめると人口約 2300 万人で避難民は約 450 万人と推定される。島嶼国であり最も近い先島に又は先島を経由して日本へ避難することが想定される。これらのことを考えれば、「米軍は出て行け」「基地のない平和な島」「基地があるから狙われる」という、現実を見ない反戦平和を唱える主張も見直しが求められる。

併せて、普天間飛行場の辺野古移設は 1996 年、橋本首相とモンデール駐日大使が普天間飛行場の 5 ~ 7 年以内の全面返還を発表し、S A C O 最終報告に「沖縄本島東海岸沖」に普

天間の代替施設が盛り込まれた。S A C O合意から 27 年、世界一危険な普天間飛行場を一日でも早く撤去するために、辺野古移設を早急に推し進めなければならない。S A C O合意当時は 15 年間の使用期限付きで民間空港になる予定であった。観光客が 1000 万人を超える那覇空港の過密化解消のため、自然を破壊してでも第 2 滑走路を造る事を誰が予測しただろう。その当時は、辺野古が民間空港になり、鉄軌道が那覇から辺野古まで通り、やんばる観光がさらに活性化すると夢を語った日もあった。

県知事が決断した「ベストではないがベターな選択」この言葉に立ち返り県民が一丸となって前に進む以外に方法はない。

一八重山島民が望む防衛政策

No 10 石垣市議会議長 我喜屋 隆次

年を経るごとに台湾有事に関わるわが国のリスクが高まっているのが様々な事象から感じる日々です。それでも2010年代から少しづつ南西諸島地域の防衛についての雰囲気づくりが動き始め、それまで北方重視であったわが国の防衛政策が転換したことは心強くもあります。

わが国のどこの地域よりも有事のリスクが高いのが私の住む石垣市を含む八重山諸島であり、今後は有事対応について真剣を超えて具体的に、能動的に動く必要があると感じます。ここで教授された同盟のジレンマからも日米共に積極的であるためには第一の当事者であるわが国が積極性と覚悟を持たなければ米国も本気になれないでしょう。

特にウクライナ戦争の推移からも大国同士による全面戦争ではなく戦域を限定した有事が最も起こりうることからも自國主導での防衛政策は当然で有り、国政の場においてのわが国の防衛についての内外に対する決意と行動が必要だと感じます。そうでなければ当事者になる八重山地域の地方自治体、住民には何をすれば良いか、

どのような覚悟を持たなければならないのか、現在のような不安と迷走した不毛な議論を繰り返し続けます。当事者である八重山諸島の住民は国政の覚悟を注視しています。

これまでの戦争や歴史を踏まえると、自らの想定を超えて動くのが国際関係で有り、どの国も自國第一であることは当然であり、ウクライナ戦争からも自衛の意思と行動がなければどこからも支援も協力も得られないのは明らかです。法律の整備だけでなく防衛予算も有事想定で更なる倍増を行うぐらい内外へのインパクトのある発信に努めていただきたいとともに、さらに有事が突発的に起こる可能性を鑑みれば、沖縄戦時のように多数の住民が自発的に残留する可能性や、台湾からの避難民への対応策も起こり得る想定として計画を練る必要があると思います。住民にはこのような事態対応への協力を求め、住民には将来不安を含め防衛政策への信頼を与える努力が求められ、説明などの情報発信ではなく政治的な強いメッセージが重要だと思います。

わが国に防衛政策は憲法で抑制されていますが、憲法で抑制されている以上に国政の場での防衛政策についての議論が停滞しており、怠慢であると感じます。現状は世論の空気に追隨した後追いの政策に感じ、現実必要なことは実行されても、住民不安を低減させる十分なものとはいはず八重山に住民には政策と先行きに不安を感じます。

憲法が変えられないのであれば、変えなくとも、または解釈変更で出来るのであれば憲法改正に先んじて解釈変更を行い、防衛政策を進めるべきです。また現在新石垣空港拡張を沖縄県により阻まれていますが、これまでの経緯から沖縄県に理解を得ている時間的余裕があると思えない以上は国と市とで沖縄県の意向を除いた政策実行が切実に必要と感じます。

台湾やわが国行うのは防衛戦争である以上は中国に対する最も有利な点は民主国家である点です。国力に差のあるウクライナ戦争でも、ウクライナがこれだけ善戦できているのは

民主国家、国民国家として国民が自衛の意思と覚悟を持っているから士気の高い兵力の確保ができ、諸外国からの支援を受けられているからでしょう。

有事のリスクの高い八重山諸島でも事前に備えられることはインフラ整備、計画策定、訓練、意識醸成くらいだと思いますが、国との密なコミュニケーションを土台に強いメッセージを内外へ発信していくべきです。

石垣市としてもより現実的に住民避難計画準備や、防衛力、抑止力向上に努めていきます。

人の帰属意識と安全保障観の接続について

No 12 町田 宗紀

1、はじめに

安全保障という言葉をとりわけ軍事や国家防衛の文脈で用いるとき、人は様々な意見を持ち、しばしば特定の事象に対して真っ向から対立する。平和の希求という前提を共有しているにも関わらず、その実現に向けた方法論で必ずしも意見が一致しないのはなぜか。

本稿では、専門家でない多くの人々の安全保障観のふんわりとした下支えを言語化する。

2、帰属意識の階層

ここでは人の帰属意識を local, national, global の三階層に分けて考えてみる。local な帰属意識とは、例えば「私は沖縄県民（うちなんちゅ）である」というものだ。この上位階層である national, global はそれぞれ日本、より広い国際社会に対する帰属意識を指す。ただしこれら階層への帰属意識は必ずしも互いに排反ではなく、包含関係が一意に定まるものでもない。また帰属意識の広狭そのものの評価（善悪）には言及しない事にする。

沖縄県で長年にわたり政治課題となっている普天間基地の辺野古移設問題を例に挙げると、移設推進派が「基地負担軽減の速やかな実現」とともに「沖縄の地政学的重要性」を説く一方で、反対派は基地の存在による沖縄のメリット・デメリットを比較し「米軍基地の県外・国外移設」を主張する。両者の間にあるのは、安全保障環境に対する認識や危機感のギャップもそうだが、帰属意識（連帯感と言い換えてても良い）が異なる階層にある事に起因する守るべき対象の不一致であると考える。

つまり national な帰属意識を持つ人は「日本の安全保障」のためならば沖縄の地政学的重要性に理解を示し、基地負担に対する許容度が上がる。local な帰属意識のみを持つ人は沖縄のメリット・デメリットに価値判断の基準が集約され、基地負担に対する許容度が下がる。現在、沖縄の世論を二分しているのは保守・革新といった政治思想の違いではなく、帰属意識の階層の違いなのではないだろうか。多くの沖縄県民が local な帰属意識を持っている一方で national な帰属意識には濃淡があり、本土との心理的距離、連帯感の有無には個人差があるだろう。

3、日本の「一国平和主義」

同様の構造が national な帰属意識と global な帰属意識の間にも見受けられる。

千々和（2022）は、戦後の日本人がいわゆる「一国平和主義」という独特の安全保障観を持っていると指摘する。これは日本の安全保障と世界や周辺地域の安定とは切り離す事が可能で、日本は自国の安全保障のみに責任を負うという考え方である。日米安保条約における極東条項からも読み取れるように、日本の戦略的・地政学的現実を考慮したとき、「一国平和主義」という日本人の安全保障観はその説得力に疑問符が付けられるだろう。

集団的自衛権に係る議論に目を向けると、national な帰属意識のみを持つ人は自衛隊や在日米軍の活動範囲に抑制的な考えを持ち、global な帰属意識を持つ人は日本のみならず国際社会における平和・安全保障に理解を示し、集団的自衛権の行使にも肯定的であると捉える事ができる。やはりここでも、両者の間には帰属意識の階層の違いに起因する守るべき対象の不一致が存在するのだ。

4、安全保障観の下支え

これまで述べてきた通り、専門的知識を持たない一般の人々の安全保障観を下支えするものは各階層の帰属意識であり、専門家から見ればその議論は非常に曖昧で、根拠や論理性に欠けたものかもしれない。

人々の安全保障観をより成熟させるため、どのようなアプローチが考えられるだろうか。専門家がその見識を伝え、広めるというのは真っ当な方法であろう。また同時に、人々の帰属意識の対象が拡張されるよう導く事も有効と考える。そのためには global な視点から national な帰属意識を見下ろしたり、national な視点から local な帰属意識を見下ろしたりする事を避け、双方が分断ではなく連帶を示す事が必要である。

5、おわりに

安全保障、軍事、防衛といった分野において、学問的正当性・論理的正当性というものは存在するだろう。一方で、専門家でない多くの人々の安全保障観はもっと曖昧なものに下支えされている。人々のアイデンティティ、帰属意識は安全保障観に接続し、守るべき対象とその手段に許容される程度を規定する。

本稿が「人々の成熟した安全保障観を醸成するために何ができるか」を模索する一助となれば、と考えている。

引用・参考文献

加藤秀治郎(2016).『やがて哀しき憲法九条』.展転社

久米郁男ほか(2011).『政治学〔補訂版〕』.有斐閣

千々和泰明(2022).『戦後日本の安全保障 日米同盟、憲法9条からNSCまで』.中公新書